

2011年12月14日

市町長様
市町教育委員会
教育長様

2012年度向けた部落解放・人権政策確立要求書

部落解放同盟滋賀県連合会
執行委員長 藤野政信



日頃の同和問題の解決に向けた取り組みに対して心より敬意を表します。
今までの同和問題の取り組みによって様々な分野において解決に向けて前進してきました。しかし、その一方で、年収200万円以下の非正規労働者が1000万人を超え、生活保護受給者が年々増加するなど戦後の高度経済成長を支えてきた日本の社会システムが崩壊しつつあります。

その結果、社会不満や不安が増大し、それはけ口として「部落」「在日コリアン」など社会的差別を受けている人々に対する悪質な差別として現われてきています。

その典型的な事例がインターネット上の差別書き込みや差別サイトです。さらに結婚・採用などに際して身元調査を行うために戸籍等を不正入手して横流しするという「戸籍ビジネス」の存在も明らかになっています。

このような差別の現実をしっかりと踏まえながら「地対法失効後」10年の同和行政の総括が求められています。この総括を通して新たな同和行政・人権行政の確立に向けた取り組みが展望できると考えています。

2012年度に向けた部落解放・人権政策確立要求書を取りまとめました。
市町の厳しい財政事情の中で住民の安全と命を守るという視点からも部落問題・人権問題の解決に向けた積極的な取り組みを強く要望します。

なお、2012年1月末までに回答書を部落解放同盟滋賀県連合会事務局まで送付して頂くようお願いいたします。

この要求書についての問い合わせについては下記までご連絡ください。

〔連絡先〕

〒520-0801 大津市におの浜4丁目1-14

部落解放同盟滋賀県連合会事務局

Tel 077-522-8290

Fax 077-523-5490

担当 増田

2012年度に向けた市町統一要求書

- 〔1〕同和問題・人権問題の解決に向けた同和・人権行政の推進に向けた体制の整備と予算の確保を図られたい。
- 〔2〕市町において過去3年間において発生した差別事件の概要と取り組みについて報告されたい。
- 〔3〕人権侵害救済法の早期制定に向け積極的な取り組みを行われたい。
- 〔4〕「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律〔人権教育啓発推進法〕法律第147号」に基づく市町における基本計画の策定と実施状況について明らかにされたい。また、女性のつどい、青年のつどい、町民のつどいの過去3年間の開催状況を明らかにされたい。
- 〔5〕第二種社会福祉施設として隣保館における地域福祉や隣保事業の充実を行われたい。その際、2010年12月3日付の厚生労働省社会援護局地域福祉課の隣保館運営要綱における「地域住民」「周辺地域住民」の範囲について①「地域住民」は、同和対策事業対象地区の指定を受けていた地域や何らかの事情で地区指定は受けなかったが差別の実態が生じていた地域、②「周辺地域住民」は、①で示す地域に隣接する地域住民。〔補足説明 近隣地域の範囲は各自治体において思慮される〕として示されている事を踏まえられたい。
また、隣保館が廃止された市町においては1996年「地対協意見具申」で示された「法期限後の同和行政の在り方」について①既存の一般対策の状況、②なお残された課題の状況、③地方公共団体の財政状況、④これまでの成果が損なわれるなどの支障が生ずることのないよう配慮する、という意見具申を尊重して隣保館事業で取り組んできた教育・就労・福祉・相談活動などに積極的に取り組まれたい。
- 〔6〕「同和地区住民に就職の機会均等を保障し近代的産業に導入すること」が同和問題解決の中心的課題であると「同和対策審議会答申」でも述べているように雇用問題の取り組みは極めて重要である。また、雇用対策法第4条の責務「就職が困難な者の就職を容易にするため労働者の職業転換、職場への適応等を援助するために必要な措置を講ずる」第5条地方公共団体の施策「地方公共団体は国の施策と相まって当該地域の実情に応じ雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない」を踏まえて就職困難者に対する就労支援計画〔就労支援対策の樹立〕を策定されたい。
- 〔7〕2011年11月に元弁護士・司法書士・探偵社経営者など5人が戸籍等の不正取得で逮捕された。このように司法書士・行政書士等による戸籍の不正取得と興信所への横流し事件〔戸籍ビジネス〕が跡を絶たない現状を踏まえ、全国の市町で実施されている「本人告知制度」を導入されたい。
- また、このような戸籍ビジネスと身元調査の実態を広く市民に知らせ身元調査をなくすための「身元調査お断り運動」を強化されたい。
- 〔8〕相次ぐ土地差別事件を踏まえ「滋賀県宅地建物取引業における人権問題に関する指針〔人権指針〕平成18年4月1日」を宅地建物取引業者や市民に対して周知徹底させ、

土地差別撤廃に向けた取り組みを推進されたい。同時に宅地建物取引業者に対する人権啓発の取り組みを積極的に進められたい。

〔9〕商工会議所・商工会における人権啓発の推進体制の確立と職員・会員企業に対する研修状況を明らかにされたい。また、企業内同和研修窓口担当者の研修をはじめ企業啓発の取り組みを強化されたい。

〔10〕住民が永住できるまちづくりの一環として改良住宅の譲渡に向けた取り組みを推進されたい。

〔11〕保育所における同和保育・人権保育の取り組みについて明らかにされたい。

〔12〕幼・小・中学校における同和教育・人権教育の取り組みについて明らかにされたい。

〔13〕高齢者福祉施設における差別事件が多発している現状を踏まえ、これらの高齢者福祉施設における同和研修・人権研修の取り組み状況を明らかにされたい。

また、県内の高齢者福祉施設などの団体で組織されている「滋賀県高齢者福祉関係人権啓発推進連絡会」への参画など積極的に協力されたい。

〔14〕市町内における人権教育推進協議会〔同和教育推進協議会〕における取組状況を明らかにされたい。

〔15〕青年集会・女性集会・市町の人権のつどいなど各市町で実施されている同和・人権問題に関する各種集会の実施状況を明らかにされたい。